

5 木 ま 第 3 8 2 号
平成 2 5 年 1 2 月 9 日

木津川市廃棄物減量等推進審議会
会 長 郡 畠 孝 様

木津川市長 河井 規子

家庭系ごみ減量施策について（諮問）

木津川市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則（平成19年規則第98号）第4条の規定により、次の事項について諮問します。

記

1 諮問事項

家庭系ごみ減量施策について

2 諮問理由

平成 24 年 11 月 29 日に貴審議会の答申を受けて、「木津川市ごみ減量化推進計画（もったいないプラン）」を本市のごみ減量の実践活動の指針として決定し、ごみの発生抑制・再使用・再生利用など、ごみ減量の取り組みを展開していますが、市民一人あたりのごみの排出量は横ばいの状態が続いています。一方、人口傾向を見ると、今後も増加することが推測され、更なるごみ減量化を進めて、ごみの総排出量の削減を図ることが課題となっています。

このため、ものを大切にする生活様式など環境に配慮したライフスタイルを推進することなどにより、市民のごみ減量に対する意識啓発に努め、具体的なごみ減量行動を促進するとともに、市民の間における費用負担の公平性を確保する観点から、今後の家庭系ごみ減量施策について、検討することが必要であると考えます。

つきましては、本市における家庭系ごみ減量施策を更に促進するため、ごみの有料化も含め望ましい減量施策の検討につきまして、ご審議いただきたく、諮問いたします。